

被災された方へ

ここに謹んでお見舞い申し上げます。被災された方々に、次のとおり支援を実施します。

支援の可否など、詳細は電話等でお問い合わせください。

※代表電話の場合は問合せ先名をお伝えください。

手続きには、管轄の消防署が発行する「り災証明書」が必要になる場合があります。

(杉並消防署 電話 03-3393-0119 荻窪消防署 電話 03-3395-0119)

◆ 杉並区が実施するご支援 ◆	問合せ先(電話)
被災当初、一時的に宿泊場所にお困りの場合には、原則ご自身で宿泊場所(ご親族やご友人等)を探していただいておりますが、どうしても宿泊場所がない方には、宿泊費は自己負担(被災者の割引価格)となりますが、区内協力ホテルを、部屋に空きがある場合に限りご案内しております。	杉並区保健福祉部管理課地域福祉係 電話03-3312-2111(内線3083) ※休日・夜間の場合も上記代表番号にお電話ください。
○ごみの収集(店舗から発生したものは基本的に対象外) り災証明書が必要です 家庭から生じた被災ごみ(衣類・家具・畳など)の収集は、各管轄の清掃事務所が行います。ごみを出す場合は清掃事務所に連絡し、可能な限り可燃・不燃・粗大ごみに分別してください。また、排出場所については、事前に清掃事務所に相談してください。 なお、災害により発生したごみについては、廃棄物処理手数料(粗大ごみ処理手数料等)を減免する制度がありますが、減免には「り災証明書」が必要です。	杉並清掃事務所 電話 03-3392-7281 方南支所 電話 03-3323-4571 【方南支所担当地域】下記以外は杉並清掃事務所 和泉・梅里1丁目・永福・大宮・高円寺北・高円寺南・ 下高井戸・高井戸東・浜田山・方南・堀ノ内・松ノ木・和田
○畳替えのあっせん り災証明書が必要です(コピー可) 被害を受けた方に畳替えのあっせんをします。	防災課 電話 03-5307-0703
○住宅の相談 一時避難場所としての住宅についての相談と民間アパートのあっせんを行います。 ※相談内容によっては、り災証明書が必要となる場合があります。	住宅課 電話 03-5307-0661(直通)
○住宅修築資金の融資あっせん り災証明書が必要です(コピー可) 災害により住宅に被害を受けた場合、修理に必要な資金を低利で借りることができるように金融機関に融資のあっせんを行います。	住宅課 電話 03-5307-0661(直通)
○応急小口資金の貸付 り災証明書が必要です 災害により今住んでいる住居に被害を受けた世帯で、当座の復旧資金を必要とする場合には、被災の状況などに応じ最高50万円(単身世帯は30万円)までの資金の貸付制度があります(所得制限があります。また10万円を超える貸付の場合は連帯保証人が必要です)。申し込みにあたっては、り災証明書等添付資料が必要です。	杉並福祉事務所各事務所等 荻窪事務所 電話 03-3398-9104 高円寺事務所 電話 03-5306-2611 高井戸事務所 電話 03-3332-7221
○特別区民税・都民税(住民税)及び森林環境税の減免 り災証明書が必要です(コピー可) 災害により住宅や家財に被害を受けた場合には、申請により納期限が到来していない税額を被害の程度に応じて減免する制度があります。申請書にり災証明書を添付して、納期限までに提出してください。やむを得ず納期限までに提出できない場合は、事前にご相談ください。	課税課調整担当 電話 03-3312-2111(代表)
○特別区民税・都民税(住民税)及び森林環境税の書類提出期限・納期限の延長 り災証明書が必要です(コピー可) 災害により、納税者等が期限内に申告、その他書類の提出又は納付もしくは納入ができないと認めるときは、職権又は申請により、当該期限を延長できる場合があります。	課税課調整担当 電話 03-3312-2111(代表)
○特別区民税・都民税(住民税)及び森林環境税の猶予制度 り災証明書が必要です(コピー可) 災害により被害を受けた方の特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収分)の納付方法について、相談をお受けします。	納税課納税第一、第二、第四担当 電話 03-5307-0634, 0636
○軽自動車税の減免 り災証明書が必要です(コピー可) 災害により生活が困難となった場合は、申請により納期限の到来していない税額を減免する制度があります。申請書にり災証明書を添付して、納期限までに提出してください。	課税課税務管理係 電話 03-3312-2111(代表)
○国民健康保険料の減免 り災証明書が必要です 住居が災害による被害を受けた場合は、申請により保険料を減免する制度があります(ただし、世帯の前年の合計所得金額及び被害の程度、保険等による補てんの状況により減免にならない場合もあります)。	国保年金課国保資格係 電話 03-3312-2111(代表)
○国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免 り災証明書が必要です 災害等により重大な損害を受けた場合は、医療機関等での一部負担金の支払いを猶予または減免する制度があります(収入及び資産により減免にならない場合もあります)。	国保年金課国保給付係 電話 03-3312-2111(代表)
○後期高齢者医療保険料の減免 り災証明書が必要です 被保険者及び連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)が所有し、かつ居住する住宅又は家財が災害等により重大な損害を受けた場合は、申請により保険料を減免する制度があります(ただし、世帯の合計所得金額により減免にならない場合もあります)。	国保年金課高齢者医療係 電話 03-3312-2111(代表)
○後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予及び減免 り災証明書が必要です 災害等により重大な損害を受けた場合は、医療機関等での一部負担金の支払いを猶予または減免する制度があります(収入及び資産により減免にならない場合もあります)。	国保年金課高齢者医療係 電話 03-3312-2111(代表)
○介護保険料及び利用者負担額の減免 り災証明書が必要です(コピー可) 災害で財産に著しい損害を受けた場合は、申請により介護保険料や利用者負担額の減免を受けられる場合があります(被害の程度や保険等の補てんの状況によります)。	介護保険課資格保険料係、給付係 資格保険料係 電話 03-5307-0654 給付係 03-5307-0655
○高齢者在宅サービス利用者負担金の免除 り災証明書が必要です(コピー可) 災害により住宅、家財等に著しい損害を受けた場合には、申請により高齢者在宅サービス利用者負担金の免除を受けられる場合があります。	高齢者在宅支援課管理係 電話 03-5307-0649

<p>○国民年金保険料の免除 り災証明書が必要です(コピー可) 被保険者(強制加入)又はその世帯員が所有する住宅又は家財等に著しい損害を受け保険料を納付することが困難な場合は、申請により納付を免除する制度があります(ただし、保険等により補てんがある場合は、その分は控除となります)。</p>	<p>国保年金課国民年金係 電話 03-5307-0646</p>
<p>○国民年金受給権者の所得による支給停止を行わないための手続き 障害基礎年金の受給権者等で、所得があるために年金の一部または全部が支給停止されている方が、所有する住宅又は家財等に著しい損害を受けられた場合(保険等により補填がある場合はその分を除く)は、申請によりその損害を受けた月から翌年の9月まで支給停止を行いません。なお、翌年の所得審査の内容によっては、遡って支給停止が行われる場合もありますのであらかじめご了承ください。 ※り災証明書が必要となる場合がありますので、手続きの際にご確認ください。</p>	
<p>○中小企業資金融資のあっせん(災害復旧特例資金等) り災証明書が必要です(コピー可) 災害により被害を受けた中小企業に対し、復旧等のための資金について金融機関に融資のあっせんをします。 ※り災証明書は、災害復旧特例資金の融資あっせんを受ける場合のみ必要です。</p>	<p>産業振興センター就労・経営支援係 創業・経営相談担当 電話 03-5347-9182</p>
<p>○障害福祉サービスの利用者負担額の減免 り災証明書が必要です(コピー可) 災害で財産に著しい損害を受けた障害福祉サービス支給決定障害者等の方には、申請により障害福祉サービスの利用者負担額の減免が受けられる場合があります。</p>	<p>障害者施策課認定・給付係 電話 03-3312-2111(代表)</p>
<p>○教科書の支給 災害救助法が適用された災害により、区立小中学校に通う児童・生徒が教科書を消失・破損した場合は、無償で教科書の支給を受けられます。また、災害救助法の適用がない場合でも、就学援助制度の適用を受けていると、無償で教科書の支給を受けられます。</p>	<p>済美教育センター管理係 電話 03-6379-3521</p>
<p>○就学費用の援助 り災証明書が必要です(コピー可) 国公立の小中学校に通う児童・生徒の保護者の収入が、災害により生活保護を受ける程度まで減少したときは、就学援助制度の適用を受けられる場合があります。</p>	<p>学務課就学奨励担当 電話 03-5307-0761</p>
<p>○学童クラブ利用料の減額およびおやつ代の助成 学童クラブ利用児童の保護者が、災害により就学援助制度の適用を受けた場合に、学童クラブの利用料の減額及びおやつ代の助成が受けられます。</p>	<p>児童青少年課(児童青少年センター内) 電話 03-3393-4760</p>
<p>○児童手当・児童育成手当・児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成 災害により、住宅、家財等に著しい損害を受けた場合、認定請求期間の延長や所得制限の特例措置があります。</p>	<p>子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 電話 03-5307-0785</p>

※体調不良・不安感などでお困りのかたは、各保健センターへご相談ください。

杉並保健所 荻窪保健センター 03-3391-0015 上井草保健センター 03-3394-1212 高井戸保健センター 03-3334-4304

和泉保健センター 03-3313-9331 高円寺保健センター 03-3311-0116

◆ 杉並区社会福祉協議会が実施するご支援 ◆	問合せ先(電話)
<p>○生活福祉資金の貸付(収入基準及び審査があります) り災証明書が必要です (1)緊急小口資金:被災により生活費が必要な時に、小口の生活費の貸付を行います。 ※被災から1か月以内の申込が必要です。貸付上限額は10万円です。 (2)福祉資金:被災により臨時に必要な経費の貸付を行います。 ※原則として未払い・未契約の費用が対象です。貸付上限額は150万円です。</p>	<p>杉並区社会福祉協議会生活支援課生活支援係 電話 03-5347-3134</p>

◆ 都・国が実施するご支援 ◆	問合せ先(電話)
<p>○都税(固定資産税、都市計画税、不動産取得税など)の減免 台風や大雨による床上浸水(地階も含む)、火災による家屋焼失など、災害等の被害にあった固定資産に対する、その年度の被災後の固定資産税・都市計画税について、申請後、納期限が到来していない税額について減免する制度があります。 また、取得した不動産が災害等により損失した場合には、不動産取得税の減免を受けられる制度があります。 ※個人事業税の減免については、新宿都税事務所(電話 03-3369-7151)へご連絡ください。</p>	<p>杉並都税事務所 電話 03-3393-1171</p>
<p>○国税の控除 国税についても、雑損控除等の制度があります。詳しくは、税務署にご相談ください。</p>	<p>税務署 杉並 電話 03-3313-1131(代表) 荻窪 電話 03-3392-1111(代表)</p>

※令和8年4月1日現在

・問合せ先:杉並区保健福祉部管理課地域福祉係 電話03(3312)2111 内線3083